

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件
原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子
被告 日本共産党中央委員会 外3名

証拠説明書(4)

令和6年4月12日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治 代

(主任) 同 弁護士 木 原 功仁哉

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲11	日本共産党ホームページ(しんぶん赤旗・令和4年11月15日付け)を印刷した書面	写し R6. 3. 30	原告訴訟代理人木原功仁哉	小池晃事務局長のパワー・ハラズメントに対し、被告日共中委が警告処分をなし、さらに被告日共中委委員長が再発防止を「強く確認した」のは、被告日共らが黨員間のハラズメントを防止すべき義務があることを認めてゐるからに外ならないこと等